

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 都市基盤
 施策番号: 20 - 01

1 施策の基本情報

施策名	20 都市基盤	展開方向	01 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	30 総合的な自転車政策		
局重点課題項目の有無	自転車対策、インフラの長寿命化に向けた取り組み及び浸水対策		
主担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値						現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29		
都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合		H23 80.5 %	90	75.2	83.2	**	**	**	28.4%	
災害に強い道路網の整備		H22 84.8 %	87	85.5	85.7	**	**	**	40.9%	
市内全駅の駅前の放置自転車台数		H24 2,541 台	1,905	3,086	2,045	**	**	**	78.0%	

4 担当局評価(一次評価)

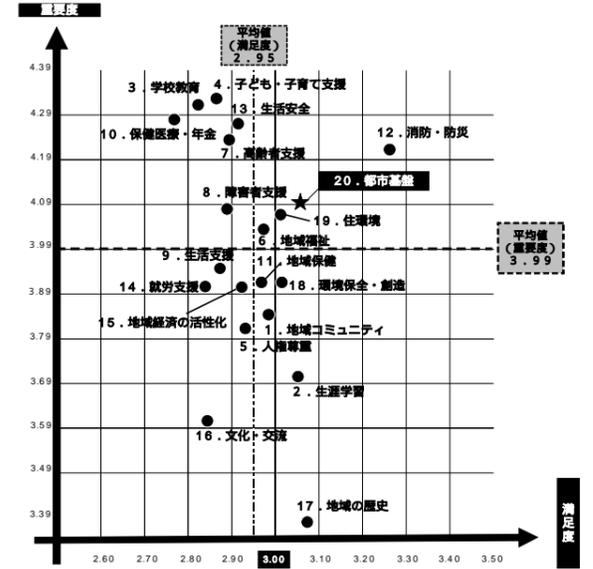
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)							
行政が取り組んでいくこと	都市基盤の整備・維持による安全空間の創出						
【都市基盤の整備・維持】	都市計画道路の整備は、「尼崎市都市計画道路整備プログラム」に基づき整備を行っており、平成26年度は、長洲久々知線ほか5路線において整備を進め整備率を85.7%に向上させた。また、当該プログラムの改訂を行い、今後10年間に事業着手する路線を公表したところであり、今後は、災害に強い道路網の整備を進捗させるため、当該プログラムに基づき、計画的かつ効率的な事業実施を図って行く必要がある。なお、計画的かつ効率的な都市計画道路網整備のため、計画決定後、長期間を経て事業化に至らない都市計画道路を対象として、平成26年度には、都市計画道路網の見直し方針を策定した。平成27年度は、当該見直し方針に基づき都市計画変更手続きを確実に進める。浸水対策について、平成26年度は、ハード面では尾浜中継ポンプ場の雨水ポンプを整備し、10年確率降雨対応となるよう能力増強を行い、雨水貯留管の整備方針を決定した。また、抽水場の老朽化に伴い、応急措置を行うとともに、あり方の検討を行った。						
【庄下川の水質対策】	庄下川の水質対策のため、平成4年～6年に浄化ポンプを設置したが、これら浄化施設は老朽化が著しく、故障などにより4台中、2台が稼働していない状況にあった。このため平成26年度に市内内部で調整を行い、平成27年度に浄化施設整備を実施することとした。						
【総合的な地域交通政策の策定】	市民生活を支え、まちづくりと整合した総合的な地域交通政策の策定に向け、パーソントリップ調査結果等基礎データの収集、分析結果に基づいた将来交通需要予測の実施及び庁内検討会議を設置し、本市の交通を取り巻く現状や今後解決すべき課題の抽出、骨格交通ネットワーク等について検証等を行った。今後、市民、交通事業者、学識経験者等から構成する地域交通政策審議会を設置し、本市の地域特性を踏まえた目指すべき地域交通体系のあり方及びその実現に向けた整備方針等について検討していく。						
【放置自転車対策】	自転車駐留場については、民間事業者による整備推進や市による整備により官民併せて約43,000台が整備され、平成5年度に約17,000台も駅周辺に設置されていた自転車が平成26年度は約2,000台まで減少している。平成24年度からJR尼崎駅において導入した自転車対策業務の一括委託について、平成27年度から市内全域へと拡大し、市と指定管理者が短期・中期の目標を共有し、徹底した放置自転車の抑制に取り組んでいる。平成26年度は民間事業者に対する自転車駐留場整備へ補助するため、民間駐留場整備補助金制度を創設し、阪急武庫之荘駅・JR立花駅・阪神尼崎駅で合わせて161台の自転車駐留場が整備されるとともに、鉄道事業者に駐留場整備を要請することで、阪神尼崎駅・阪神杭瀬駅・阪神出屋敷駅・阪急園田駅で平成25年度以降で、平成26年10月までに約450台が増設された。その結果、平成25年度の放置自転車3,086台が平成26年度は2,045台と約1,000台の放置自転車の減少となった。なお、駐輪マナーの啓発を強化するため、啓発ポスターや駐輪マップを作成し、駅周辺施設などで配布している。さらに「市民にとっての快適で暮らしやすい住環境」の実現に向けた取り組みの一端を担うためにも、放置自転車の問題は重要であると位置づけ、引き続き、地域住民や事業者と一体となり、複合的に問題解決に取り組んでいく。						
主な事務事業	市内一円都市計画道路整備事業 放置自転車対策事業	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れている
行政が取り組んでいくこと	適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減						
【道路・橋りょう等の適切な維持管理】	道路について、平成26年度に実施した路面性状調査結果を基に、幹線道路の舗装について管理水準を定め長寿命化に向けた計画的な補修を行っていく。橋りょうについて、平成24年度から26年度にかけて策定した「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、市が管理する703橋の修繕・更新の実施時期を設定している。また、橋長15m以上の橋梁については、修繕工事に併せて落橋防止対策等の耐震化工事を実施することで、より効率的な維持管理を行う計画としている。平成26年度は4橋の修繕・耐震化工事を予定していたが入札不調により完了は2橋のみとなり、今後も引き続き計画に基づいた工事を実施していく。街路灯について、水銀灯などの既存の街路灯から省エネ型(LED化)への改修を進めており、消費電力量の抑制や電気料金の削減はもちろんのこと、CO2の排出量の削減に取り組んでいる。平成26年度は、944灯を設置したことで、LED化の進捗率は、約21.6%(27,291灯のうち5,907灯)となっており、また、年間消費電力削減量の累計は、1,166,419kwh(一般的な家庭の年間消費電力約320軒分)となっている。自転車走行空間整備事業について、平成26年度に取りまとめた「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」に基づき、整備予定路線の事業計画を策定し、関係機関と調整・連携を図りながら整備を進めていく。						
主な事務事業	道路橋りょう維持管理事業 街路灯維持管理事業	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れている

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
道路・橋・河川・上下水道等の整備・維持 防災性の向上を目指した都市づくり	39.7%	32.1%	26.7%	1.0%	0.6%
26年度	第7位 / 20施策		5点満点中	4.09点(平均3.99点)	
25年度	第6位 / 20施策		5点満点中	4.59点(平均4.39点)	
満足度					
	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
26年度	3.7%	18.7%	61.1%	13.1%	3.4%
25年度	第3位 / 20施策		5点満点中	3.07点(平均2.91点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
これまでの取組の結果、「都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合」は増加しており、「市内全駅の駅前の放置自転車台数」は減少傾向にある。	投資的事業については、投資的事業全体の枠組みの中で、優先順位を踏まえ整理していく必要があるため、緊急性や有効性等を十分に検討するとともに、国庫補助金等の財源確保に努める。	放置自転車対策については、平成27年度に設置した「尼崎市自転車総合政策推進プロジェクトチーム」で検討することにより、更なる放置自転車の防止・抑制に取り組む。
地域交通政策の策定に向けた取組については、上記プロジェクトや鉄道事業者等と十分に連携を図りながら進める。	上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。	
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 都市基盤
 施策番号: 20 - 02

1 施策の基本情報

施策名	20 都市基盤	展開方向	02 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無	-		
担当当局	都市整備局		

2 目標指標

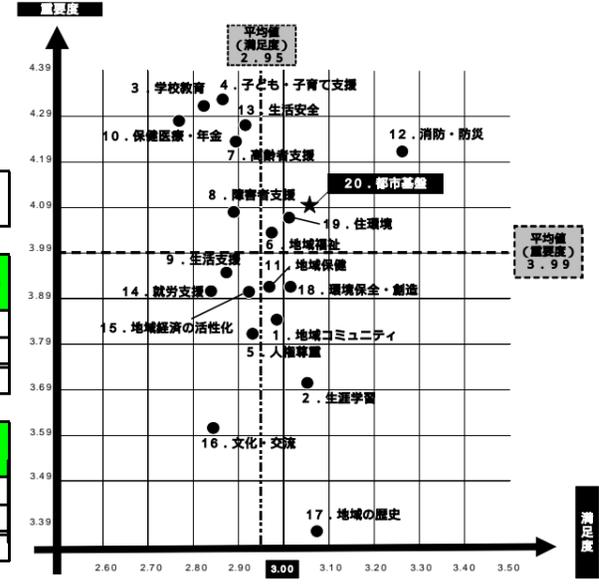
指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合		H23 80.5 %	90	75.2	83.2	**	**	**	28.4%
災害に強い道路網の整備		H22 84.8 %	87	85.5	85.7	**	**	**	40.9%
防災街区整備地区計画等策定支援地区数(累計)		H24 4 地区	6	5	5	**	**	**	50.0%
密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長		H24 74.2 m	351	105.4	132.8	**	**	**	21.2%

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	道路・橋・河川・上下水道等の整備・維持 防災性の向上を目指した都市づくり				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
26年度	39.7%	32.1%	26.7%	1.0%	0.6%
25年度	第7位 / 20施策	5点満点中	4.09点(平均3.99点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
26年度	3.7%	18.7%	61.1%	13.1%	3.4%
25年度	第3位 / 20施策	5点満点中	3.07点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)					
<p>行政が取り組んでいくこと 市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承</p> <p>【市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承】 本市では、道路が狭く老朽木造住宅が密集し、地震時等において大規模な火災の可能性がある密集市街地について、「尼崎市密集市街地整備・改善方針」(平成17年3月策定)に基づき、規制誘導及びハード施策の両面から整備・改善を進めている。</p> <p>規制誘導としては、平成23年度以降、重点密集市街地を中心に4地区において「防災街区整備地区計画」を都市計画決定し、建物の建替えに合わせて不燃化・耐震化を図るとともに、避難路または延焼遮断機能としての役割を担う道路の拡幅を促進することにより防災性の向上を図っている。また、平成26年度は、新たに下坂部川出地区のまちづくり協議会において、高齢化が進む地区住民に対して、避難路の確保や維持管理などまちづくりルールの作成を含め、多面的な支援を行いながら、防災街区整備地区計画の都市計画決定に向けた取組を進めている。さらに、都市計画決定済の地区においても、道路際の敷地内空間の確保について独自のまちづくりルールを策定し、見回り点検等、自主的な維持管理活動を行っているが、ルール遵守に係る手続規定がないことから維持管理に限界があり、こうした地区の独自ルールについて、届出・協議等の手続規定について条例に位置付ける「地区まちづくり計画制度」の検討を進めている。</p> <p>ハード施策としては、平成24年度より「密集住宅市街地道路空間整備事業」を実施し、防災街区整備地区計画区域内の主要道路において建替等に伴い敷地後退した部分について前面道路の舗装及び側溝整備等を行い、道路として適正に使用されるよう道路空間の確保を図っている。平成26年度は、2件約30mを整備したが、対象路線以外の道路沿道については行政指導に留まり、道路空間の確保の担保性が弱いことから、住民等の維持管理協定を締結することにより事業対象路線とすることとした。なお、防災街区整備地区計画の新たな策定により対象路線を拡大することも継続的な課題である。</p> <p>戸ノ内地区においては、阪神・淡路大震災を契機に、その教訓を生かし災害に強いまちづくりを目指し設立された地元まちづくり協議会と連携し住宅市街地総合整備事業を進めている。協働の取組みとしてワークショップによる計画検討を進め、これまで道路拡幅や災害時の身近な防災拠点である地区施設の公園整備を進めており、平成26年度は南北2号線、社宅2・3号線他において用地取得、物件補償を実施した。今後も地元との連携を図り、関係権利者調整のもと更に事業内容を整理し効率化するほか、優先路線整備に注力し平成30年度事業終息に向けて取組を進める必要がある。</p>					
主な事務事業	密集住宅市街地整備促進事業 密集住宅市街地道路空間整備事業	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調 やや遅れ 遅れている

<p>次年度に向けた取組方針</p> <p>【市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承】 策定から10年が経過する「尼崎市密集市街地整備・改善方針」の点検を行う。 防災街区整備地区計画の都市計画決定を増加させることにより、地域の特性に応じたルールづくりや災害に関する情報の共有を拡大し、災害に強く安全なまちづくりを進めていく。 道路と敷地との段差や壁面後退部分における障害物の設置など、地区計画では対応しきれない地域防災性向上の阻害要因については、「地区まちづくり計画制度」を策定し、地区独自のまちづくりルールの策定手続きを条例に位置づけることにより、地域の意欲的な防災まちづくりへの取組を支援する。 密集住宅市街地道路空間整備事業は、敷地後退部分のみ順次、パッチワークのように整備するため、最終的に道路線形に不整合が生じない方策を検討する。 私道沿道での道路維持管理協定の締結が、「密集住宅市街地道路空間整備事業」の実施要件になることを含め、同事業の一層の周知を図る。 地元組織と連携した広報等、事業の効果的な周知を進める。 道路空間が適正に使用されるよう、見守り体制の充実等についての協議を地区毎に進める。 地元まちづくり協議会との良好な関係を維持し、地区住民の理解と協力のもと、戸ノ内地区住宅市街地総合整備事業の事業終息に向け、平成30年度までの事業工程を確定させるとともに優先路線の整備を着実に進め、防災性の向上を図る。</p>
新規・拡充の提案につながる項目
改革・改善の提案につながる項目

5 施策評価結果(二次評価)

<p>評価と取組方針</p> <p>引き続き、防災街区整備地区計画策定に向けた支援を行うことにより、地域の意欲的な防災まちづくりへの取組を進めるとともに、密集住宅市街地道路空間整備事業については道路空間が適正に使用されるよう確保を図る。</p> <p>防災街区整備地区計画や密集住宅市街地道路空間整備事業については、地元組織と連携しながら制度の理解を深めていく。</p> <p>戸ノ内地区で実施している、住宅地区改良事業については平成27年度、住宅市街地総合整備事業については平成30年度の事業終息に向けて取組を進める。</p> <p>上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続